

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文

○ 毒物及び劇物指定令 (昭和四十年政令第二号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 四の三 (略)</p> <p>四の四 L―ニ―アミノ―四― (ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンイル) ブチリル―L―アラニル―L―アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L―ニ―アミノ―四― (ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンイル) ブチリル―L―アラニル―L―アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。</p> <p>四の五 三―アミノメチル―三・五・五―トリメチルシクロヘキシルアミン (別名イソホロンジアミン) 及びこれを含有する製剤</p> <p>四の六 三― (アミノメチル) ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、三― (アミノメチル) ベンジルアミン八%以下を含有するものを除く。</p> <p>五 十八 (略)</p> <p>十八の二 (一R・ニS・三R・四S) ―七―オキサビシクロ「二・二・一」ヘプタン―二・三―ジカルボン酸 (別名エンドタル)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(一R・ニS・三R・四S) ―七―オキサビシクロ「二・二・一」ヘプタン</p>	<p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 四の三 (略)</p> <p>四の四 L―ニ―アミノ―四― (ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンイル) ブチリル―L―アラニル―L―アラニン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、L―ニ―アミノ―四― (ヒドロキシ) (メチル) ホスフィンイル) ブチリル―L―アラニル―L―アラニンとして一九%以下を含有するものを除く。</p> <p>四の五 三― (アミノメチル) ベンジルアミン及びこれを含有する製剤。ただし、三― (アミノメチル) ベンジルアミン八%以下を含有するものを除く。</p> <p>五 十八 (略)</p> <p>十八の二 (一R・ニS・三R・四S) ―七―オキサビシクロ「二・二・一」ヘプタン―二・三―ジカルボン酸 (別名エンドタル)、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、(一R・ニS・三R・四S) ―七―オキサビシクロ「二・二・一」ヘプタン</p>

一・二・三—ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。

十八の三 オキシ三塩化バナジウム及びこれを含有する製剤

十八の四 一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ二・三  
・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ四・七—メタノ—H—イ  
ンデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八一ノナクロロ二・  
三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ四・七—メタノ—H—  
インデン、四・五・六・七・八・八一ヘキサクロロ三a・四・七  
・七a—テトラヒドロ四・七—メタノインデン、一・四・五・六  
・七・八・八一ヘプタクロロ三a・四・七・七a—テトラヒドロ  
—四・七—メタノ—H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合  
物(別名クロルデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二  
・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ二・三・三a・四・七  
・七a—ヘキサヒドロ四・七—メタノ—H—インデン、一・二  
・三・四・五・六・七・八・八一ノナクロロ二・三・三a・四・  
七・七a—ヘキサヒドロ四・七—メタノ—H—インデン、四・  
五・六・七・八・八一ヘキサクロロ三a・四・七・七a—テトラ  
ヒドロ四・七—メタノインデン、一・四・五・六・七・八・八一  
ヘプタクロロ三a・四・七・七a—テトラヒドロ四・七—メタ  
ノ—H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六%以下を含  
有するものを除く。

十九—三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲  
げるものを除く。

一・二・三—ジカルボン酸として一・五%以下を含有するものを除く。

十八の三 一・二・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ二・三  
・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ四・七—メタノ—H—イ  
ンデン、一・二・三・四・五・六・七・八・八一ノナクロロ二・  
三・三a・四・七・七a—ヘキサヒドロ四・七—メタノ—H—  
インデン、四・五・六・七・八・八一ヘキサクロロ三a・四・七  
・七a—テトラヒドロ四・七—メタノインデン、一・四・五・六  
・七・八・八一ヘプタクロロ三a・四・七・七a—テトラヒドロ  
—四・七—メタノ—H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合  
物(別名クロルデン)並びにこれを含有する製剤。ただし、一・二  
・四・五・六・七・八・八一オクタクロロ二・三・三a・四・七  
・七a—ヘキサヒドロ四・七—メタノ—H—インデン、一・二  
・三・四・五・六・七・八・八一ノナクロロ二・三・三a・四・  
七・七a—ヘキサヒドロ四・七—メタノ—H—インデン、四・  
五・六・七・八・八一ヘキサクロロ三a・四・七・七a—テトラ  
ヒドロ四・七—メタノインデン、一・四・五・六・七・八・八一  
ヘプタクロロ三a・四・七・七a—テトラヒドロ四・七—メタ  
ノ—H—インデン及びこれらの類縁化合物の混合物六%以下を含  
有するものを除く。

十九—三十一の二 (略)

三十二 有機シアン化合物及びこれを含有する製剤。ただし、次に掲  
げるものを除く。

- (1) 四―「六―(アクリロイルオキシ)ヘキシルオキシ」―四―シ  
 アノビフェニル及びこれを含有する製剤
- (2) 「二―アセトキシ―(四―ジエチルアミノ)ベンジリデン」マ  
 ロノニトリル及びこれを含有する製剤
- (3) アセトニトリル四〇%以下を含有する製剤
- (4) 五―アミノ―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチ  
 ルフェニル)―四―エチルスルフィニル―H―ピラゾール―三  
 ―カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤
- (5) (39) (略)
- (40) N―(一―シアノー・二―ジメチルプロピル)―二―(二・  
 四―ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する  
 製剤
- (41) N―「(RS)―シアノ(チオフェン―ニール)メチル」―  
 四―エチル―二―(エチルアミノ)―一・三―チアゾール―五―  
 カルボキサミド(別名エタボキサム)及びこれを含有する製剤
- (42) 四―シアノー四―ビフェニル||トランス―四―エチル―  
 シクロヘキサシカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (43) (71) (略)
- (72) 四―シアノー三―フルオロフェニル||四―ヘプチルベンゾア  
 ト及びこれを含有する製剤
- (73) 四―シアノー三―フルオロフェニル||四―「(三E)―ペンタ  
 ―三―エン―ニール」ベンゾアート及びこれを含有する製剤
- (74) 四―シアノー三―フルオロフェニル||四―(ペンチルオキシメ  
 チル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤

- (1) 「二―アテトキシ―(四―ジエチルアミノ)ベンジリデン」マ  
 ロノニトリル及びこれを含有する製剤
- (2) 五―アミノ―(二・六―ジクロロ―四―トリフルオロメチ  
 ルフェニル)―四―エチルスルフィニル―H―ピラゾール―三  
 ―カルボニトリル(別名エチプロール)及びこれを含有する製剤
- (3) (37) (略)
- (38) N―(一―シアノー・二―ジメチルプロピル)―二―(二・  
 四―ジクロロフェノキシ)プロピオンアミド及びこれを含有する  
 製剤
- (39) 四―シアノー四―ビフェニル||トランス―四―エチル―  
 シクロヘキサシカルボキシラート及びこれを含有する製剤
- (40) (68) (略)
- (69) 四―シアノー三―フルオロフェニル||四―ヘプチルベンゾア  
 ト及びこれを含有する製剤
- (70) 四―シアノー三―フルオロフェニル||四―(ペンチルオキシメ  
 チル)ベンゾアート及びこれを含有する製剤

- (75) | (76) | (略)
- (77) | αーシアノー四ーフルオロー三ーフェノキシベンジル || 三ー (二・二ー) ジクロロピニル) | 二・二ージメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下を含有する製剤
- (78) | 二ーシアノーNーメチルー二ー | 三ー (二・四・六ー) トリオキソテトラヒドロピリミジンー五 (二H) | ーイリデン) | ー二・三ー | ジヒドローーHーイソインドールーーイリデン | アセトアミド (別名ピグメントイエロー一八五) 及びこれを含有する製剤
- (79) | Nーシアノメチルー四ー (トリフルオロメチル) ニコチンアミド (別名フロニカミド) 及びこれを含有する製剤
- (80) | (116) | (略)
- (117) | トランスー四ー (五ー) ブチルーー・三ー ジオキササンー二ー イル | ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (118) | 四ー | 「トランスー四ー | 「二ー (トランスー四ー) ブチルシクロヘキシル) エチル | シクロヘキシル | ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (119) | 四ー | 「トランスー四ー (トランスー四ー) ブチルシクロヘキシル | シクロヘキシル | ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (120) | (132) | (略)
- (133) | トランスー四ー (五ー) プロピルーー・三ー ジオキササンー二ー イル | ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (134) | 四ー | 「トランスー四ー | 「二ー (トランスー四ー) プロピルシクロ

- (71) | (72) | (略)
- (73) | αーシアノー四ーフルオロー三ーフェノキシベンジル || 三ー (二・二ー) ジクロロピニル) | 二・二ージメチルシクロプロパンカルボキシラート〇・五%以下を含有する製剤
- (74) | Nーシアノメチルー四ー (トリフルオロメチル) ニコチンアミド (別名フロニカミド) 及びこれを含有する製剤
- (75) | (111) | (略)
- (112) | トランスー四ー (五ー) ブチルーー・三ー ジオキササンー二ー イル | ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (113) | 四ー | 「トランスー四ー (トランスー四ー) ブチルシクロヘキシル | シクロヘキシル | ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤
- (114) | (126) | (略)
- (127) | トランスー四ー (五ー) プロピルーー・三ー ジオキササンー二ー イル | ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

「ヘキシル」エチル」シクロヘキシル」ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(135) | 四―(トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(136) |  
(163) | (略)

三十三〜四十一 (略)

四十一の二・二・四―ジクロロ $\alpha$ ・ $\alpha$ ・ $\alpha$ ―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンシルホンアニリド(別名フルスルフアミド)及びこれを含有する製剤。ただし、二・四―ジクロロ $\alpha$ ・ $\alpha$ ・ $\alpha$ ―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンシルホンアニリド〇・三%以下を含有するものを除く。

四十一の三 一・三―ジクロロプロペン及びこれを含有する製剤

四十二 二・三―ジ―(ジエチルジチオホスホロ)―パラジオキサンを含有する製剤

四十三〜百九 (略)

2 (略)

(128) | 四―(トランス―四―(トランス―四―プロピルシクロヘキシル)シクロヘキシル)ベンゾニトリル及びこれを含有する製剤

(129) |  
(156) | (略)

三十三〜四十一 (略)

四十一の二・二・四―ジクロロ $\alpha$ ・ $\alpha$ ・ $\alpha$ ―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンシルホンアニリド(別名フルスルフアミド)及びこれを含有する製剤。ただし、二・四―ジクロロ $\alpha$ ・ $\alpha$ ・ $\alpha$ ―トリフルオロ―四―ニトロメタトルエンシルホンアニリド〇・三%以下を含有するものを除く。

四十二 二・三―ジ―(ジエチルジチオホスホロ)―パラジオキサンを含有する製剤

四十三〜百九 (略)

2 (略)